

働きやすい環境づくりの一環として 職員の通年輕装勤務を実施します

伊勢原市ではこれまで5月1日から10月31日をクールビズ期間として取り組んできましたが、一層の省エネ対策と働きやすい環境づくりの一環として、通年輕装勤務を実施することとなりました。

職員自らが、気候や職場環境に配慮した働きやすい服装を選択することで、業務の効率化を目指します。

1. 運用開始日
令和7年2月1日（土）～
2. 添付資料
・ 輕装勤務ガイドライン
・ ポスター
3. 取材について
取材・撮影を希望される場合は、以下の問い合わせ先までご連絡ください。

伊勢原市職員の軽装に関するガイドライン

1 基本ルール

- (1)市民、職場の同僚等に不快感を与えない節度ある服装、身だしなみであること。
- (2)私的な行動と区別し、職務遂行に支障が生じないように配慮すること。
- (3)TPO(時、場所、場合に即した対応)によって、使い分けること。

2 軽装基準

- (1)基本ルールをもとに、別表を参考のうえ適した服装を判断すること。
- (2)別表に記載のない場合においても、華美・露出度の高い服装は禁止とする。
- (3)議会や市民参加の会議、式典への出席等、社会通念上必要と考えられる場におけるネクタイやジャケットの着用については、必要に応じて対応すること。
- (4)名札の着用を怠ることなく、来庁者から見えやすい位置に着用すること。

【別表】 ○ … 可 × … 不可

軽装例	可 否	備 考
ノーネクタイ	○	
ノージャケット	○	
半袖Yシャツ	○	
ポロシャツ	○	※柄ものは避けること。
アロハシャツ	×	
Tシャツ	×	※以前のチャレンジデーTシャツも不可
ノースリーブ	×	
チノパン	○	
ジーパン	×	※色味は関係なく、ジーパン素材のものは全般避けること。
ハーフパンツ	×	
丈の短いスカート	×	
スニーカー	○	
サンダル	×	

冬季の重ね着例	可 否	備 考
フリース	○	
インナーダウン	○	
カーディガン	○	
セーター	○	
トレーナー	×	
パーカー	×	

※ 上記の他、事例ごとに可否を判断する場合があります。

職員の軽装勤務を 通年で実施しています

伊勢原市役所では、日々の気温や仕事環境等に応じて、快適で働きやすい柔軟な服装の選択ができるよう、職員の軽装勤務（ノーネクタイ・ノージャケット等）を通年で実施しています。

市職員として公務を行うにふさわしい節度ある服装とし、TPO※に応じて適切に服装を選択いたします。

ご理解とご協力をお願いします。



伊勢原市公式イメージキャラクター
クルリン

※TPOとは「Time=時」、「Place=場所」、「Occasion=場合」の頭文字をとったもの